奈良県子どもの「心と学び」サポート事業 (広域型学習支援)業務委託仕様書

1 業務の名称

奈良県子どもの「心と学び」サポート事業(広域型学習支援)業務委託

2 業務の目的

生活困窮者自立支援法に基づき、奈良県中和福祉事務所及び吉野福祉事務所管内(以下「県福祉事務所管内」という。)において、経済的困窮に加え、不登校や家庭の問題等により生活習慣や将来の就労意欲等、様々な課題を抱える生活保護受給世帯を中心とした生活困窮者世帯(以下「生活困窮世帯等」という。)の子どもを対象に、学習支援教室を開設して、学習の場所・機会の提供を通じて、高校進学に向けた支援や高校生及び高校を中退した20歳未満の者(以下、「高校生世代」という。)の進路選択の基礎づくりのための支援、子どもの社会性や他者との関係を育む支援などを行い、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 支援対象者

県福祉事務所管内に居住する生活困窮者世帯等の子どもで(1)(2)に該当し、当該学習教室への参加が可能な者。

(1) 県福祉事務所管内に居住する生活保護受給世帯の中学生、高校生及び高校生世代 県福祉事務所の子ども学習支援員またはケースワーカーが事業参加の呼び掛けを 行い、本事業への参加に同意した者を対象とする。

ただし、中学生、高校生及び高校世代の参加者定員に満たない場合に限り、県福祉事務所の子ども学習支援員またはケースワーカーが事業参加の呼び掛けを行い、本事業への参加に同意した小学校高学年の児童も対象とする。

(2) 県福祉事務所管内に居住する生活困窮者世帯の中学生、高校生及び高校生世代 生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員等が事業参加の呼び掛けを行い、本事 業への参加に同意した者を対象とする。

ただし、中学生、高校生及び高校世代の参加者定員に満たない場合に限り、県生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員等が事業参加の呼び掛けを行い、本事業への参加に同意した小学校高学年の児童も対象とする。

①中和福祉事務所の所管区域(14町村)

山辺郡:山添村

生駒郡:平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

磯城郡:川西町、三宅町、田原本町

高市郡:高取町、明日香村

北葛城郡:上牧町、王寺町、広陵町、河合町

②吉野福祉事務所の所管区域(12町村)

宇陀郡:曾爾村、御杖村

吉野郡:吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、下北山村、 上北山村、川上村、東吉野村

(3) 県福祉事務所管内に居住し、奈良県との協議により参加が必要と認められる者。

5 業務実施場所、時間及び参加者数

本業務は、学習支援教室(「はばたき教室」)を以下の実施場所、時間において開設し、実施すること。

(1) 実施場所 北葛城郡王寺町王寺2丁目1番18号

「王寺町やわらぎ会館」 研修室

- (2) 時間 県が指定する日時
- (3) 参加者数 中学生の定員は、30名程度

高校生及び高校生世代の定員は、10名程度

6 業務内容

大学生等のサポーター(以下「学習支援サポーター」という。)を実施場所(学習支援教室)に派遣し、経済的困窮に加えて、不登校や家庭の問題等により生活習慣や将来の就労意欲等、様々な課題を抱える子どもに対し、学習支援や子どもの社会性や他者と

の関係を育む支援を実施する。

(1) 学習支援

生活困窮者世帯等の中学生及び高校生、高校生世代を対象に、実施場所(学習支援教室)において、学校の授業等のフォローアップや基礎学力の習得等、原則週1回2時間程度、休日を除き年間37日以上実施すること。

- (2) 進路相談及び生活相談
 - ①参加する中学生に対して、高校進学・進路に関する相談や孤立感の解消や将来への意欲向上など、日常生活における様々な相談に対応すること。
 - ②参加する高校生及び高校生世代に対して、希望する進路(進学、再就学、就職) の選択のための基礎づくりなど、様々な相談に対応すること。
- (3) 心のケア

生活困窮者世帯等の子ども特有の悩みへの対応として、子ども同士の交流会等の機会を年3回程度実施するほか、個別による悩み相談に応じること。

(4) 学習支援サポーターへの指導、研修等の実施 学習支援サポーターを対象に、各子どもに応じた学習支援や様々な相談が円滑に 実施できるよう必要な指導や研修等を行うこと。

7 実施方法

- (1) 学習支援教室の運営
 - ①受託事業者は、事業の企画・運営、学習支援教室の運営・管理、教材等の準備作成、学習支援サポーターの募集・登録・派遣調整、指導等を行うこと。
 - ②学習支援教室の開催にあたっては、総括責任者を1名以上配置し、必ず1名は常 駐し、運営にあたること。
 - ③教室の運営等については、毎月、支援実績を県に報告すること。
- (2) 学習コーディネータの配置
 - ①参加する生徒等への支援を行う学習コーディネータを3名以上配置すること。
 - ②学習コーディネータは、生徒等への学習支援や生活困窮者世帯等の福祉の向上に 理解のある者であること。
- (3) 学習支援サポーターの配置
 - ①参加する生徒等の支援を行う学習支援サポーターは、20名を上限として配置することとし、学習コーディネータの指示に従い原則生徒等2名に対し、学習支援サポーター1名以上の形式で支援を行うこと。
 - ②学習支援サポーターには、活動費及び交通費を支給すること。
- (4) 名簿の作成

支援を希望する生活困窮者世帯等の申請により参加する生徒等を登録する「参加者名簿」及び学習支援サポーターとして選定された者を登録する「学習支援サポーター名簿」を作成し、適正な管理等に努めること。

(5) 傷害賠償保険への加入

学習支援サポーター及び参加する生徒等を被保険者とした傷害賠償保険に加入すること。

- (6) 利用料金
 - ①学習支援、進路相談及び生活相談、心のケアを受ける者の費用は無料とする。 ただし、各参加者の会場までの交通費は、参加者の負担とする。

(生活保護受給世帯については、移送費として別途福祉事務所より支弁する。)

- ②学習に最低限必要な参考図書・問題集などの教材は受託事業者の負担とする。
- (7) 生徒の募集

生徒等の募集については、特に受託事業者と県及び県福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関〔奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター〕(以下、「自立相談支援機関」という。)が協力して行うものとする。

8 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。 なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎなどを行うこと。

- (1) 法令や要綱等を遵守しない場合
- (2)公正、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、県の是正指示に従わない場合
- (3) 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合

9 留意事項

(1) 生活困窮者自立支援法に基づく実施

本業務は、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」として実施するもので、「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」、「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」に定める事業とする。本業務の実施にあたり、厚生労働省が示す「生活困窮者自立相談支援事業」に係る通知等の内容を踏まえ、県及び県福祉事務所、自立相談支援機関と連携して業務を実施すること。

(2)総括責任者の選任

受託事業者は、総括責任者を選任し、業務を円滑に執行できるよう委託業務実施体制表を県に提示し、了解を得ること。

- (3) 事業の協議及び報告
 - ①県と受託事業者は、本業務に関して、必要に応じて協議を実施するとともに受託 事業者において議事録を作成すること。
 - ②委託業務の実施内容については記録に残し、業務実施後、成果品として、結果についてまとめた実績報告書及び収支報告書を作成し、県に提出すること。また、 県は業務実施状況等につき、受託事業者に報告を求めることができるものとする。
- (4) 委託経費
 - ①委託業務の実施に必要な経費は、全て委託金額に含まれるものとする。
 - ②委託経費の管理費目は、給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料(会場使用料を含む)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金とし、各費目ごとに算出、管理すること。
- (5) 安全の確保

受託事業者は、参加者の安全の確保に努めること。

- (6) 個人情報の取り扱い
 - ①関係機関が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、個人情報の共有等については、本人から同意を得るなど、個人情報の保護に十分留意し、取り扱いは適切に行うこと。
 - ②個人情報の取り扱いについては、本県関係法令(ガイドラインを含む)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。
- (7) 苦情処理体制の整備

本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに県に報告すること。受託事業者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に県に報告して対応を協議すること。

- (8) 再委託の禁止
 - ①受託事業者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - ②受託事業者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、 あらかじめ書面により県の承諾を得なければならない。
 - ③②の場合において、受託事業者は第三者の行為について県に対して全ての責任を 負うものとする。
- (9) 公正・中立性の確保

業務の遂行にあたっては、公正・中立性を確保しなければならない。

(10) 関係機関との連携

業務の実施にあたっては、県福祉事務所の子ども学習支援員、ケースワーカーのほか、自立相談支援機関、教育委員会、学校等の関係機関と連携して行うこと。

(11) 支援担当者等の資質の向上

本業務は人材の確保が学習支援の質に直結するものであることから、その責務を 果たせるよう、常に、支援にあたる者の資質向上に努めること。

(12) 守秘義務

受託事業者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

(13) 権利の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として県に帰属するものとする。

(14) 業務の引継ぎ

本業務の受託事業者は、業務開始前に前年度の受託事業者から業務の引継ぎを受けること。また、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努め、引継を行った結果については、書面で県に報告すること。

(15) その他

- ①別紙「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」に記載の事項を遵守すること。
- ②本仕様書に定めのない事項については、受託事業者と県が双方協議して定めるものとする。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同 法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者につい ては、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準 法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意 継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者 (同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。